

長岡赤十字病院修学資金要綱

(趣 旨)

第1条 長岡赤十字病院(以下「病院」という)が看護師、保健師、助産師の資格取得を目指す学生の修学を容易にするために、修学金を貸与し、赤十字事業に必要な優秀な人材を育成することを目的として「修学資金貸与」制度を創設する。

(実施主体)

第2条 修学資金の貸与は長岡赤十字病院長(以下「院長」という)が行うものとする。

(貸与方法及び実施規程)

第3条 院長が別に定める、長岡赤十字病院修学資金貸与規程に基づく。

(貸与対象者)

第4条 院長が別に定める、長岡赤十字病院修学資金貸与規程に基づく。

(貸与額)

第5条 修学資金の貸与額は、一人月額50,000円とする。

(貸 与)

第6条 院長が「修学資金貸与申請書」に基づき審査し、決定した場合は、修学資金貸与申請者に対し修学資金を貸与する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成21年4月1日より改正施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より改正施行する。

長岡赤十字病院看護大学および助産師資格取得課程修学資金貸与規程

(目 的)

第1条 この制度は、長岡赤十字病院修学資金要綱に基づき、赤十字事業に必要かつ優秀な人材を育成することを目的とし、さらに広く社会の福祉に貢献できる看護師、保健師、助産師(以下「看護師等」という)の育成を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 本規定により修学資金を貸与する対象者は以下のいずれかを満たす者とする。

- (1) 日本赤十字看護大学に支部長の推薦を得て、看護大学の選考の結果、入学する者、及び日本赤十字学園が運営する看護大学に在学している者の内、修学資金の貸与を希望する学生但し、原則として各年度の支部長推薦人数枠の範囲内とする。
- (2) 助産師学校に進学あるいは助産師資格取得を目的とした新潟県内看護大学へ入学あるいは編入、在学中の者
- (3) 新潟県内看護大学に進学あるいは編入または在学中の者

二 修学資金貸与対象者は、前項で定める条件のほか、在籍する学校等を卒業後、当院に就業する意志がある者を対象とする。

(修学資金の貸与額)

第3条 修学資金は月額 50,000円とする。

(貸与方法)

第4条 修学資金は、院長と貸与対象者との契約により行う。

貸与開始時期は、原則4月からとし、貸与期間については、4年制大学へ入学する者は4年間、2年生は卒業予定期までの3年間、3年生は卒業予定期までの2年間とする。

- 二 助産師資格取得を目的とした助産師学校等への進学あるいは編入の場合は、入学から卒業するまでの期間とする。
- 三 貸与する期間には、大学院進学の間は含めない。

(修学資金の貸与申請)

第5条 修学資金の貸与を希望する者は、修学資金貸与申請書及び返済計画書を各1部提出するものとする。

- 二 修学資金の貸与申請を行う際、連帯保証人を立てなければならない。
- 三 連帯保証人は、本規程並びに修学資金貸与申請書及び返済計画書に基づき修学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

(貸与の決定)

第6条 院長が第5条の申請に基づき、審査の上決定し、申請者に対して通知する。

(口座の指定)

第7条 修学資金の貸与が決定した学生(以下「修学生」という。)は、修学資金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、院長に届け出るものとする。

(修学資金の貸与の休止)

第8条 修学資金の貸与を受けている修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の翌月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(修学資金の貸与の停止)

第9条 修学資金の貸与を受けている修学生が、退学又は死亡した場合は、修学資金の貸与を停止するものとする。

- 二 既に貸与した修学金の返済については、院長と連帯保証人が協議して定める。

(修学金の返還)

第10条 修学生は、原則として卒業後4年以内に、返済計画書に基づき、貸与した修学金を全額返済しなければならない。

- 二 修学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金を全額返還させるものとする。
 - (1)退学したとき
 - (2)自己都合により修学生を辞退したとき
 - (3)学業途中において、修学生として適性を欠き、又は修学成績が著しく不良等で修学生としてふさわしくないと認められたとき
 - (4)修学成績が著しく不良により原級留置(留年)したとき
なお、病気療養等の事由により原級留置(留年)する場合はその限りではない。

- 三 返還計画の実行を期するため、具体的な返済額及び方法等については返還の義務が生じた時から速やかに、院長と修学生が相互確認をするものとする。

(返還の起算日)

第11条 修学資金は、原則として修学資金を返還する事由が生じた日の属する月の翌月を起算日とする。

(利息)

第12条 修学資金の貸与に対し、利息は課さない。但し、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

(延滞利息の利率)

第13条 修学生が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき債務に対して年14.5%の割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

(返還債務の免除)

第14条 修学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、院長は修学資金の一部又は全額の返還を免除できる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成23年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成25年4月1日より改正施行する。

この規程は、令和 3年8月1日より改正施行する。

この規程は、令和 4年4月1日より改正施行する。

長岡赤十字病院看護大学および助産師資格取得課程修学資金貸与規程細則

長岡赤十字病院看護大学および助産師資格取得課程修学資金貸与規程（以下、規程）に基づき、次の通り必要事項について細則を定める。

（対象者の就労希望確認）

第1 院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、修学生に対し、本院への就労希望の有無を確認する。

（修学資金の返還免除の要件と免除額）

第2 規程第14条に定める卒業後における返還免除は、「規程第2条第一項の各号で定める修学資金の貸与対象とするに至った該当免許資格を卒業後直ちに取得し、本院に一定期間以上就業した場合に適用する」とし、その要件と免除額は次の通りとする。

（1）4年間勤務した場合若しくは業務上の理由による死亡又は業務に起因する心身の傷病のため業務を継続することができなくなった場合は、貸与総額の全額とする。

（2）4年未満勤務した場合は、本院に勤務した月数に貸与月額を乗じた額とする。

（3）上記の定めにかかわらず、4年の間に休職等勤務のできない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められ、かつ継続勤務の意思がある場合は、院長と修学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、別紙「修学資金返還免除申請書」を院長に提出する。

3 院長は前項の申請書を審査し、対象者に通知する。